

長浜市告示第115号

長浜市森林多面的機能推進事業等補助金交付要綱（令和4年長浜市告示第163号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

長浜市長 浅見 宣義

第2条第2号を次のように改める。

(2) 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月31日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）及び里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和7年3月30日付け6林整森第266号林野庁長官通知）に基づき、滋賀県地域協議会を通じて助成された事業をいう。

第3条中「交付対象となる団体」を「交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助対象者であって、次の各号のいずれかに該当するものは、森林多面的機能推進事業に係る補助金の交付を受けることができない。

(1) 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業に取り組む団体

(2) 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業の取組実績を有する団体

第5条を削る。

第6条中「事業が採択された団体」を「補助金の交付を受けようとする者」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表を次のように改める。

補助対象事業	活動内容	補助対象経費	補助率	補助限度額等
森林多面的機能推進事業	森林の多面的機能推進を目的とする活動 (1) 里山林保全活動 (2) 森林資源利用活動 (3) 森林環境学習活	補助対象事業の実施に要する報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、原材料費並びに備品購	2/3	補助対象事業全体で20万円。ただし、1団体につき1回とし、継続した3年度を限度とする。（次年度以降の補助金の交付を担保するものでは

	動	入費		ない。)
		資機材整備に係る備品購入費。ただし、1台当たり3万円以上の資機材に限る。	2/3以下	
		大径木の伐採や危険物除去等に要する委託料。ただし、補助対象者以外の事業者等への委託に限る。	1/2以下	
森林多面的機能維持管理事業（森林多面的機能推進事業に係る補助金を受ける年度については、補助対象事業とできないものとする。）	森林多面的機能推進事業又は里山林活性化による多面的機能発揮対策事業により整備された森林の維持管理を目的とする継続的な里山林保全活動	補助対象事業の実施に要する報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、原材料費並びに備品購入費	2/3	5万円

様式第1号及び様式第1号の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までは交付決定を受けた補助金の取扱いについては、なお

従前の例による。